

## 給食施設勤務栄養士の日常業務実態調査

島村 知歩 杉原 麻起 藤本 さつき \*松原 挙美

\* 医療法人清恵会病院

A Report on the Routine Duties of Dietitians in  
Mass Feeding FacilitiesChiho SHIMAMURA Maki SUGIHARA  
Satsuki FUJIMOTO Akemi MATSUBARA

There are two types of the dietitian license, namely "dietitian" and "national registered dietitian". The dietitian law was revised in 2000, which provided a clear definition of the duties of national registered dietitian. However the difference in daily work share with the other dietitians has not been clear. Therefore, the questionnaire was sent for the purpose of knowing the actual conditions of work share, and their daily works in mass feeding facilities were investigated in this report. The consequence could not prove any clear difference of the work share between the two types of dietitian. The difference that occurs from each employment system is larger than the legal difference between the two license types; dietitian's works are usually determined by whether they are employed directly by facilities or they are dispatched from commission companies of food service.

Key words: Dietitian, National registered dietitian, Mass feeding facilities, Work share

## はじめに

栄養士は1925年から養成が始まり、現在の栄養士法が1947年に制定されて以来、社会情勢の変化に対応して幾度かの改正を経て今日に至っている<sup>1),2)</sup>(表1)。大きな改正として、1962年に管理栄養士制度が発足し、1985年に管理栄養士試験が国家試験となり、栄養士・管理栄養士の養成カリキュラムの改正が行われた<sup>3)</sup>。そして今回2000年の改正で、一層高度な資質が求められて、管理栄養士の業務が明確化され、管理栄養士資格が登録制から免許制へ移行した。それに伴い、国家試験受験資格、養成校のカリキュラムも大幅に見直さ

れた。改正により定義された管理栄養士の業務として、①傷病者に対する療養のために必要な栄養の指導、②個人の身体の状況や栄養状態などに応じた高度の専門的知識および技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導、③特定給食施設で特別の配慮を必要とする給食管理および指導があげられている。

従来の食品、献立など「モノ中心」の業務から、対象者の身体状況、実生活に即したケアをするという「ヒト中心」の業務へと転換を図ろうとしている。これに対応する為に、カリキュラムでは、臨床栄養学の分野の拡充が図られ、臨地実習の充実に取り組んでい

表1 主な栄養関連行政の流れ

年	事 項
1945	「栄養士規則」および「私立栄養士養成所指定規則」公布 大日本栄養士会設立 連合軍最高司令官の指令により栄養調査実施（国民栄養調査の開始）
1946	厚生省に「公衆保健局栄養課」が新設され国民の栄養改善指導に当る
1947	「栄養士法」「保健所法」「食品衛生法」公布
1949	第1回栄養士試験実施
1950	給食業務は栄養士担当と規定される。病院給食に完全給食制度実施
1952	「栄養改善法」制定され本格的な組織活動の展開
1954	「学校給食法」制定 第1回日本栄養改善学会開催
1958	厚生省 栄養教育としての「六つの基礎食品」提示 社会保険における病院の完全給食制度を基準給食制度に改編 日本栄養士会社団法人として設立認可される
1962	栄養士法の一部改正 -管理栄養士制度創設- 第1回管理栄養士試験実施
1974	学校給食法の改正により栄養士を学校栄養職員と明記
1982	老人保健法制定 科学技術庁「四訂日本食品標準成分表」発表
1985	栄養士法の一部改正 -管理栄養士国家試験制度創設- 厚生省「健康づくりのための食生活指針」策定 厚生省「肥満とやせの判定表・図」発表
1986	日本栄養食品協会が加工食品の栄養成分表示制度を施行
1987	第1回管理栄養士国家試験実施
1989	厚生省「健康づくりのための運動所要量」発表 日本栄養士会「生涯学習制度」を創設（卒後教育）
1990	寝たきり老人等の訪問栄養指導始まる
1991	栄養改善法の一部改正。特定保健用食品が位置づけられる。
1992	病院における栄養指導を管理栄養士が実施することを規定
1994	保健所法を地域保険法に改編
1996	公衆衛生審議会が「成人病」に変わって「生活習慣病」の概念を定義
1997	「保健所法」を「地域保険法」に改編 厚生省「介護保険法」制定（2000年施行） 「国際栄養士シンポジウム」日本で開催
1999	厚生省・農林水産省・文部省、新しい「食生活指針」策定 厚生省「第六次改定日本人の栄養所要量」発表
2000	栄養士法の一部改正、管理栄養士が登録から免許へ 養成校のカリキュラムの変更（2002年4月施行） 科学技術庁「五訂日本食品標準成分表」発表 厚生労働省「健康日本21」「健やか親子21」策定 厚生労働省「保健機能食品制度」創設
2002	「健康増進法」が公布され、「栄養改善法」は廃止へ

るところである。

社会保険制度においても、入院時食事療養費、介護保険など管理栄養士の業務に対して診療報酬上で評価されるようになった<sup>4)</sup>。2002年には栄養改善法が健康増進法<sup>5)</sup>へと変わり、栄養士も医師など他職種と連携をとりながら、より広範な健康づくりに取り組むために、より専門的な知識や技術が必要とされるようになった。

た。

法律や制度として管理栄養士の業務が明確にされつつあるが、栄養士の職場において、具体的な業務分担がどの程度進んでいるのかを知るために、アンケート調査を行ったので実情の一端を報告する。

### アンケート実施方法および対象

実施時期 2002年7月～8月  
実施方法 アンケート用紙を郵送により配布、回収した。  
調査対象 奈良県および大阪府の2年制栄養士養成施設の卒業生のうち栄養士として勤務している者  
および奈良県内勤務の栄養士  
配布数 230枚  
回収数 95枚 回収率 41%  
(うち給食施設に勤務する82名について検討)

### 結果および考察

#### ①回答者の内訳

回答者の内訳は表2のとおりであった。回答者は比較的熱心な人であることから、管理栄養士の割合が実態よりも高くなっている。今回の調査対象は、管理栄養士がいて栄養士がいない施設は25施設、栄養士と管理栄養士がいる施設は40施設、栄養士だけの施設が12施設、不明が5施設であった。また、給食業務を委託している施設は33施設であった。

表2 回答者の内訳

勤務施設	回答数	管理栄養士		栄養士	
		施設職員	委託会社職員	施設職員	委託会社職員
病 院	40	28	2	4	6
学 校	12	9	0	3	0
行 政	1	1	0	0	0
産 業	1	0	0	0	1
福 祉	28	17	0	11	0
合 計	82	55	2	18	7

#### ②業務の内容

施設職員と委託給食業者からの派遣職員別に、栄養

給食施設勤務栄養士の日常業務実態調査

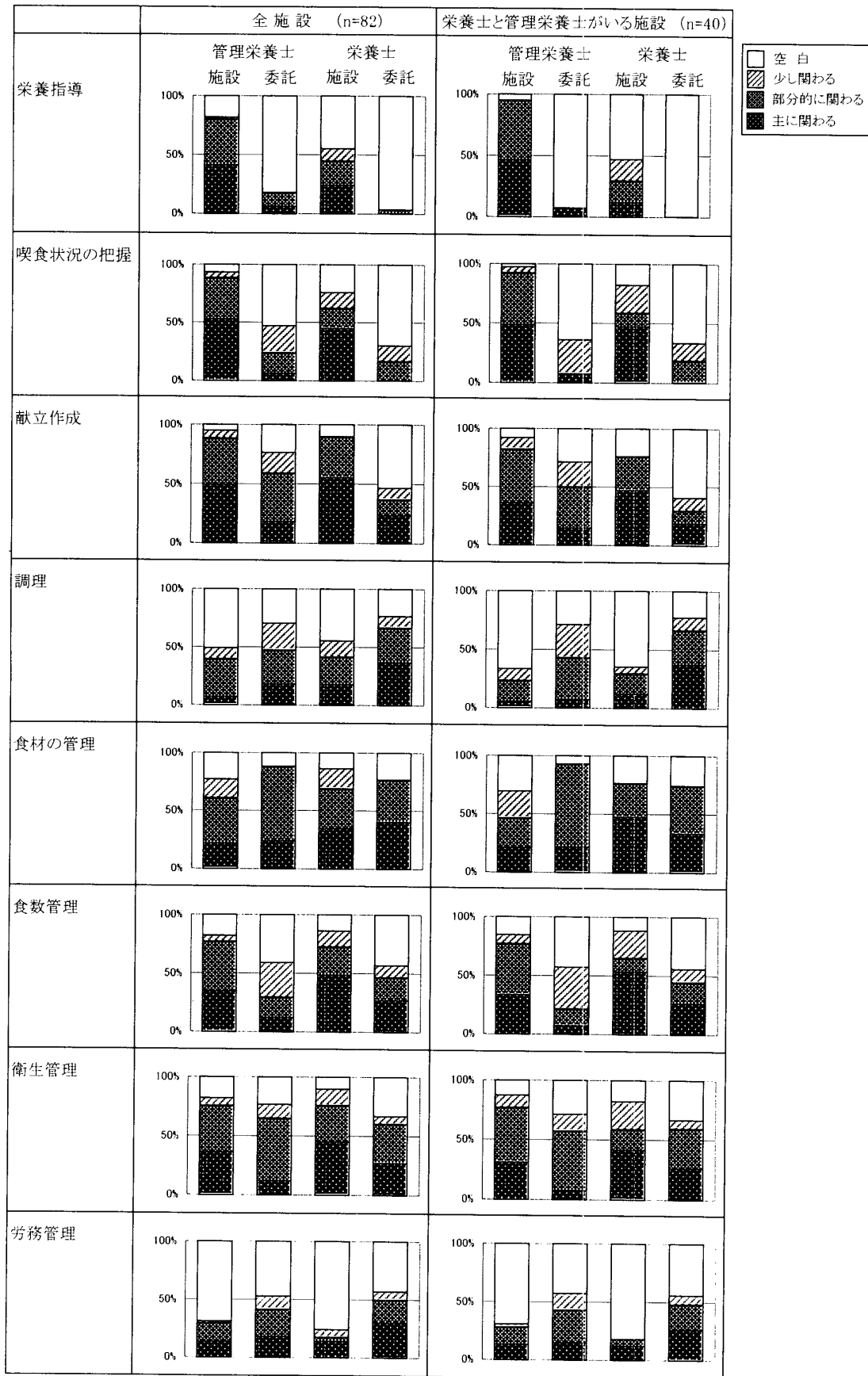


図1 給食施設勤務栄養士の業務分担

士と管理栄養士両方がいる施設を別に業務内容を集計して、図1に示す。施設の規模や栄養士とその他の職員の人数、給食の運営形態などによって業務分担は異なる。

「栄養指導」や「喫食状況の把握」は、「人」に直接関与する業務であり、施設の管理栄養士が携わっている割合が高く、施設の栄養士も部分的に担当している。委託業者からの派遣管理栄養士は、免許はあっても法的に診療報酬の対象にならないため、栄養指導にはほとんど関与していない。

「献立作成」は給食施設の栄養業務として中心的なものなので、管理栄養士・栄養士が共に関わっている施設が多い。

「調理」に関しては、委託業者からの派遣栄養士が担当することが多く、派遣管理栄養士でも7割が関わっている。献立作成、調理業務の分担は委託契約時の条件として規定されている場合が多い。施設の管理栄養士も約半数が「調理」に関わっていると答えているが、具体的な調理作業よりは指導、管理的な関わり方もあると想定される。個別の情報によると、病院や高齢者施設での調理においては、治療食や刻み食、ミキサー食などは、栄養士、管理栄養士の業務としている施設もある。

「食材の管理」は安全性と質を確保するために必要な業務であり、栄養士全体が関わっている。一部で調理員が担当している施設もあった。

「食数管理」も施設の種類によって複雑さに差はあると考えられるが、施設の管理栄養士が関わる割合は予想以上に高かった。

「衛生管理」は、給食業務の各過程で重要な業務であるので、栄養士としては気の抜けない責任のある業務である。「衛生管理」という言葉の捉え方に個人差があったことも推察できるが、調理現場での業務が多い委託業者の栄養士が関わりと答えた割合が70%以下というのは、衛生管理意識が不足しているのではないかと懸念される。

全体的に見て、給食施設の業務において管理栄養士と栄養士の差は少ないといえる。今回調査の回答者である管理栄養士は2年制養成施設卒業後、実務経験を積んで試験に合格した人がほとんどで、管理栄養士資

格取得によって職務内容が変化したかどうかの質問に、変化したと答えたのは、回答のあった36名中9名であった。

また、委託業者から派遣された栄養士は管理栄養士であっても資格を活かした業務に携われない事情があり、栄養士と管理栄養士の業務分担よりは施設職員と委託業者からの派遣との差の方が大きい結果となった。給食業務の委託化は年々増加しており、今後委託給食業者の栄養士、管理栄養士のあり方が問題になるであろう。

自由記述の項目にも学校給食や福祉施設では栄養士と管理栄養士での業務や待遇には「ほとんど差がない」という回答が多かった。平成9年に行われた日本栄養士会と栄養士養成協議会の調査<sup>6)</sup>でも、施設側が管理栄養士枠を設けて採用している割合は少数であった。最近では病院や介護福祉施設などでは法的な関連もあって管理栄養士としての採用が増えてきたが、臨床栄養指導など診療報酬に関わって管理栄養士として規定される業務以外は、栄養士と管理栄養士の業務分担はまだあまり進んでいない状況が見られる。

人数的には管理栄養士の割合が増加してきており、平成13年度末の衛生行政報告<sup>7)</sup>によると、給食施設に勤務する栄養士は51,817名、管理栄養士は35,981名で、管理栄養士の割合が全体の40%を超えている。病院に限ってみると管理栄養士の配置割合は10年前の35%から52%に増え、人数にして2倍以上になっている。

傷病者などを対象とする栄養指導業務は、確かに高度な医学的知識や指導技術を必要とし、管理栄養士の業務となるが、食材管理、献立、調理などの給食の運営業務は従来から栄養士が担っており、今後も活躍の場として継続することと思われる。

### おわりに

1925年に栄養士の養成が始まり、今日まで、社会情勢のめまぐるしい変化に対応するために、時代に合わせて栄養士のあり方が見直されてきた。2000年の栄養士法の改正では、「人」を中心とした栄養指導の重要性が強調され、社会保険制度においても、その業務を担う管理栄養士の法的な配置規定の拡充が図られてきている。そこで、今回給食施設における栄養士と管理

栄養士の実態を把握するためアンケート調査を行った。給食施設の業務においては、栄養士と管理栄養士の業務分担は明確ではなく、管理栄養士資格の有無よりも施設職員であるか委託業者からの派遣職員であるかという雇用形態の違いにより、業務内容が異なる傾向が見られた。法律や制度として管理栄養士の業務が明確にされつつあるが、今回の調査からは業務分担はあまり進んでいないことが推察された。

#### 参考文献

- 1) 富岡和夫編：給食管理理論，医歯薬出版（2001）
- 2) 田中平三：公衆栄養学，南江堂（2000）
- 3) 厚生省保健医療局：21世紀の管理栄養士等あり方検討会報告書について，厚生労働省報道発表資料（1998）
- 4) 八倉巻和子編：給食経営管理，医歯薬出版（2002）
- 5) 栄養関係法規類集，新日本法規出版
- 6) 日本栄養士会 全国教育養成栄養士協議会：養成施設における編入等の状況調査および栄養士・管理栄養士の卒後動向調査の結果（平成9年度）
- 7) 厚生労働省健康局：平成13年度衛生行政報告，栄養日本，46，18-19（2003）